

広島県子ども・子育て審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県子ども・子育て審議会条例（平成25年広島県条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定により、広島県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（補欠の委員の所属）

第2条 補欠の委員は、前任者と同一の部会に属するものとする。

（代理人の出席等）

第3条 会長は、審議会の委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（部会）

第4条 審議会は、子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援行動計画の記載事項に関する内容等を調査審議するため計画部会を、保育所及び幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議するため保育部会を、里親登録に関する事項を調査審議するため支援部会を、こども家庭センターの処遇及び被措置児童等虐待等に関する事項を調査審議するため処遇審査部会を、児童の死亡事案検証に関する事項を調査審議するため事例検証部会を置く。

2 部会の分掌は、別表のとおりとする。

3 審議会は、第2項の分掌について、部会の議決をもって審議会の決定とする。

4 部会の議決は条例第7条第7項の規定による。ただし、緊急の事案について、部会長が特に必要があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。

（会議の公開）

第5条 審議会及び部会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の保護等に配慮が必要な場合及び公開することにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあると認められる等の場合は、審議会においては会長が、部会においては部会長が非公開とすることができます。

2 会議の公開方法については、審議会においては会長が、部会においては部会長が別に定める。

3 会議の公開又は非公開の区分及び公開の方法又は非公開の理由は、あらかじめ公表するものとする。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、別表に掲げる庶務担当課において処理する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和元年5月10日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

附 則
(施行期日)

この規程は、令和4年9月 日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

部 会 名 (庶務担当課名)	分 掌
計画部会 (健康福祉局子供未来応援課)	<ul style="list-style-type: none">・教育・保育の提供に係る区域の設定に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第1号）・各年度における幼児期の教育・保育の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第1号）・幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第2号）・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第3号）・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第4号）・地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第4号）・保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策の実施に関すること（子ども・子育て支援法第62条第2項第5号）・施策の円滑な実施を図るために必要な市町との連携に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第2項第6号）・市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第3項第1号）・教育・保育情報の公表に関すること。（子ども・子育て支援法第62条第3項第2号）・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関すること。（子ども・子育て支援

	<p>法第 62 条第 3 項第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標に関すること。(次世代育成支援対策推進法第 9 条第 2 項第 1 号) ・実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期に関するこ と。(次世代育成支援対策推進法第 9 条第 2 項第 2 号) ・次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びそ の実施時期に関すること。(次世代育成支援対策推進法第 9 条第 2 項第 3 号) ・その他子供・子育て行政(保育部会の所掌を除く)に関すること。
保育部会 (健康福祉局安心保育推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立の保育所(指定都市又は中核市の区域内に所在する施設を除く。以下 同じ。)の設置又は廃止等の認可に関する知事の諮問に係る答申。(児童福 祉法(昭和 22 年法律第 64 号)第 35 条第 6 項) ・児童福祉施設の事業停止命令に関する知事の諮問に係る答申(保育所に 関するものに限る)(児童福祉法第 46 条第 4 項) ・無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事の諮問に係る答 申(保育所に関するものに限る)(児童福祉法第 59 条第 5 項) ・私立の幼保連携型認定こども園(指定都市又は中核市の区域内に所在する 園を除く。以下同じ。)の設置又は廃止等の認可に関する知事の諮問に係る答 申。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後 の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律(以下「新認定こども園法」という。)第 17 条第 3 項) ・幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する知事 の諮問に係る答申。(新認定こども園法第 21 条第 2 項) ・私立の幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可の取消しに関する 知事の諮問に係る答申。(新認定こども園法第 22 条第 2 項) ・児童生徒への性暴力により保育士登録を取り消された者等の再登録に 関する知事の諮問に係る答申(児童福祉法第 18 条の 20 の 2 第 2 項)
支援部会 (健康福祉局こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親の認定に関する知事の諮問に係る答申(児童福祉法施行令第 29 条) ・児童福祉施設の事業停止命令に関する知事の諮問に係る答申(他の部会の 所掌に属するものを除く)(児童福祉法第 46 条第 4 項) ・児童及び知的障害者の福祉のための、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推 薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への勧告(児童福 祉法第 8 条第 9 項) ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付停止に関する知事の諮問に係る答 申(母子及び寡婦福祉法施行令第 13 条、第 38 条) ・無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事の諮問に係る答 申(他の部会の所掌に属するものを除く)(児童福祉法第 59 条第 5 項)
処遇審査部会 (健康福祉局こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、妊娠婦及び知的障害者並びにひとり親家庭の福祉及び母子保健に 関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申(児童福祉法第 8 条第 4 項、第 27 条第 6 項、同法施行令第 32 条、母子及び寡婦福祉法 第 7 条、母子保健法第 7 条) ・関係行政機関に対する所属職員の出席説明及び資料の提出要求(児童福祉 法第 8 条第 5 項) ・児童虐待に係る知事からの報告の受理(児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 5、児童虐待の防止等に関する法律施行規則第 7 条) ・被措置児童等虐待の通告・届出の受理(児童福祉法第 33 条の 12 第 1 項, 第 3 項) ・被措置児童等虐待の通告・届出を受理した場合の知事への通知、県が講じ た措置についての報告の受理、報告に係る知事への意見具申、関係者に対 する出席説明及び資料提出の要求(児童福祉法第 33 条の 15)

事例検証部会 (健康福祉局こども家庭課)	・児童虐待を受けた児童がその心身に著しい重大な被害を受けた事例の検証 及び関係行政機関への意見具申(児童虐待の防止等に関する法律第4条の5)
-------------------------	---